

大太鼓の館改修基本設計業務

公募型プロポーザル実施要領

北秋田市観光文化スポーツ部観光課

大太鼓の館改修基本設計業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

北秋田市の文化観光の拠点施設である「大太鼓の館」は、1992年（平成4年）の開館以来、世界一の大きさを誇る綴子大太鼓の展示や、国内外の太鼓文化を紹介する施設として、多くの市民や観光客に親しまれてきた。

しかし、開館から30年以上が経過し、建築物本体や各種設備の老朽化が進行しているほか、多様化する来館者のニーズへの対応、新たな魅力の創出といった様々な課題に直面している。

この度の改修は、隣接する「道の駅たかのす」リニューアルにあわせて行うことで、両施設の回遊性を高め、エリア一体の魅力向上による相乗効果を目指すものである。

こうしたことを踏まえ、北秋田市では「道の駅たかのす基本計画」に基づき、当館が将来にわたり市民の誇りであり続けるとともに、交流人口の拡大に寄与する魅力的な施設として再生・継承されるよう、施設の改修についてプロポーザルにより提案を求めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名称

大太鼓の館改修基本設計業務

(2) 業務内容

別紙「大太鼓の館改修基本設計業務仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結の翌日から、令和8年3月25日（水）まで

(4) 提案限度額

13,277,000円（消費税及び地方消費税含む）

ただし、この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

(5) その他

本業務の実施にあたっては、別途発注している「道の駅たかのす基本設計業務」において、リニューアル整備を設計する「道の駅たかのす」との回遊性を高めるため、エリア一帯の魅力向上による相乗効果を生むための方策についての検討・調整が発生する。

3. プロポーザルの方式

企画提案書公募による公募型プロポーザルとする。

4. 参加資格

当該公募型プロポーザルに参加できる者は、単体企業または共同企業体とする。単体企業の場合は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。共同企業体の場合は、代表企業は次の各号に掲げる要件を全て満たすものとし、構成員は（２）及び（８）から（１１）を除く要件を満たすものとする。ただし、共同企業体としての意思決定や責任分担を定めた協定書の写しを提出するものとし、構成員は単体企業または他の共同企業体の構成員として、本プロポーザルに重複して参加することはできないものとする。

- （１） 本社、支社及び営業所のいずれかの所在地が東北地方にあること。
- （２） 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- （３） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 で規定する団体に該当しない者であること。
- （４） 北秋田市暴力団排除条例（平成 24 年北秋田市条例第 3 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- （５） 本プロポーザル期間中において、本市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- （６） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立中又は手続中でない者であること。
- （７） 国税、県税及び市町村税について滞納がないこと。
- （８） 北秋田市測量・建設コンサルタント業務等に係る入札参加資格者登録名簿において、「都市計画及び地方計画」または「建築一般」のいずれかに登録してあること。
- （９） 過去 10 年間に、国または地方公共団体が発注した、国土交通省告示第八号（令和 6 年 1 月）別添二第十二号（第 2 類）に分類される建築物の新築または増改築における「基本設計業務」を元請として 1 件以上受注し、完了した実績を有すること。
- （10） 建築基本設計業務を管理する建築管理技術者を置くこと。
- （11） 建築管理技術者は、一級建築士の資格を有すること。

5. スケジュール

	内 容	期日等
1	プロポーザル実施要領等の公開	令和 7 年 10 月 6 日（月）
2	質問書提出期限	令和 7 年 10 月 14 日（火）午後 5 時必着
3	質問書回答期限	令和 7 年 10 月 17 日（金）
4	参加表明書類提出期限	令和 7 年 10 月 24 日（金）午後 5 時必着
5	参加資格及び一次審査結果通知	令和 7 年 11 月 4 日（火）

6	企画提案書提出期限	令和7年11月14日（金）午後5時必着
7	企画提案内容審査会	令和7年11月21日（金）
8	審査結果通知	令和7年11月下旬予定
9	契約締結	令和7年11月下旬予定

6. 質問書の受付・回答

質問書の提出は電子メールによるものとし、郵送・電話・FAXは不可とする。

（1）提出様式：質問書（様式5）

（2）提出先：北秋田市観光文化スポーツ部観光課

メールアドレス「kankou@city.kitaakita.akita.jp」

（3）提出期限：令和7年10月14日（火）午後5時必着

（4）回答方法：質問に対する回答は、当市のホームページで回答を公表する。

7. 企画提案の参加表明

（1）提出書類

①参加表明書（様式1）

②会社（法人）概要調書（様式2）

※ 共同企業体の場合は、構成員との協定書（写し）を添付すること。

③業務実績調書（様式3）

※ 実績のあった業務の契約書（写し）を添付すること。

※ 他社と比較し独創性のある実績がある場合は、その資料を添付すること。

④暴力団排除に関する誓約書（様式4）

⑤納税証明書（国税、県税及び市町村税に滞納がないことの証明書）

⑥業務実施体制（任意様式）

⑦建築管理技術者の一級建築士の資格を証する書類

（2）提出部数 各1部

（3）提出期限 令和7年10月24日（金）午後5時必着

（4）提出先 北秋田市観光文化スポーツ部観光課観光振興係

（5）提出方法 持参または郵送

（6）受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

8. 参加資格審査及び一次審査結果通知

提出のあった参加表明書類等を確認のうえ、結果を令和7年11月4日（火）までに参加表明者へ電子メールおよび書面で通知する。

9. 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加資格を有すると認められた者のうち、一次審査を通過した者は、企画提案書等を次により提出することとする。

(1) 提出書類

- ①企画提案書提出届 (様式 6)
- ②企画提案書 (任意様式)
- ③業務スケジュール表 (任意様式)
- ④見積書 (様式 7)

※ 各経費区分の積算根拠が明確にわかるように具体的に記載すること。

※ 提出書類の作成にあたっては、別紙「大太鼓の館改修基本設計業務公募型プロポーザル提出書類作成要領」に従い作成すること。

(2) 提出部数

- ア 企画提案届出書 1 部
- イ 企画提案書 15 部 (原本 1 部、写し 14 部)
- ウ 業務スケジュール表 15 部 (原本 1 部、写し 14 部)
- エ 見積書 15 部 (原本 1 部、写し 14 部)

※ 各経費区分の積算根拠が明確にわかるように具体的に記載すること。

(3) 提出期限 令和 7 年 11 月 14 日 (金) 午後 5 時必着

(4) 提出先 北秋田市観光文化スポーツ部観光課観光振興係

(5) 提出方法 持参または郵送

(6) 受付時間 平日の午前 9 時から午後 5 時まで

10. 企画提案内容審査会

企画提案者は次のプレゼンテーションを行うものとする。

(1) 日時 令和 7 年 11 月 21 日 (金)

(2) 場所 北秋田市役所第二庁舎 1 階会議室

(詳細については、参加資格審査結果通知の際に通知する。)

(3) プレゼンテーションの方法

①プレゼンテーション時間は「準備 5 分程度、説明 15 分程度、質疑応答 20 分程度」とする。

②プレゼンテーションは、本市に提出した企画提案書等を使用して説明することとし、提出後の資料の差替え、追加は認めない (スクリーン等に投影して説明する場合を含む)。ただし、明らかな誤りによる修正等はこの限りではない。

③プレゼンテーションに必要な機器は参加者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意したものを利用することができる。

(4) 審査方法等

①大太鼓の館改修基本設計業務公募型プロポーザル審査委員会 (以下、「審査委員会」という。) において評価を行い、評価が最も高い者から順に契約候補者及び次点者として選定する。

※ 別紙「大太鼓の館改修基本設計業務公募型プロポーザル審査要領」による。

②企画提案者が 1 者のみの場合の取り扱い

企画提案者が1者のみの場合であっても審査は実施するが、その場合、各審査員の評価点の合計が6割以上の得点となった場合に限り、契約候補者として選定する。

(5) その他

本市はプレゼンテーションの内容を録音することができる。

11. 審査結果の通知及び公表

審査結果は書面により企画提案者すべてに通知することとし、審査の経緯や経過に関する問い合わせには一切応じない。また、審査結果に関する異議申し立ては受けない。

12. 企画提案者の失格

企画提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が提案限度額を超えている場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (7) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

13. 企画提案者の辞退

参加申し込み後に、辞退する場合は文書にて提出すること（任意様式）。

14. 契約について

契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と本市が協議・調整を行った上で北秋田市財務規則（平成17年規則第38号）の定めに従い契約を締結する。その際、協議の結果に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。なお、辞退その他の理由により契約できない場合は、次点者と契約の交渉を行うこととする。

15. 留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案者は複数の企画提案を行うことはできない。また、提出書類提出後の企画提案書等の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りによる修正等についてはこの限りでない。
- (3) 提出された書類の返却は行わない。
- (4) 提出された提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に

応じて本市から疑義の照会を行うことがある。

- (5) 郵送等の事故については、本市においていかなる責任も負わない。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (7) やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止することがある。なお、この場合において、企画提案に要した費用を本市に請求することはできない。
- (8) 本市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (9) 本業務により作成された製作物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

16. 問い合わせ先

北秋田市観光文化スポーツ部観光課観光振興係

〒018-3312

北秋田市花園町 15 番 1 号

TEL : 0186-62-5370 FAX : 0186-62-5551

E-mail : kankou@city.kitaakita.akita.jp